

## ○大阪市公印規則

制 定 昭和30年8月1日 規則第48号

最近改正 令和8年3月31日 規則第54号

大阪市公印規則を次のように制定する。

### 大阪市公印規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）第34条の規定に基づき、本市において使用する公印の名称、ひな型、書体、寸法、用途、監守者、取扱責任者その他公印の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公印 市長及び消防長が使用する印形又はその印影（電子計算機に記録した印影を含む。）であって、当該印影を市長及び消防長が作成する文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に表示することにより、当該文書が真正であることを認証することを目的とするものをいう。
- (2) 局 大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織、会計室、消防局及び危機管理監の内部組織をいう。
- (3) 所 大阪市事業所事務分掌規則（昭和37年大阪市規則第5号）第3条に定める事業所並びに市税事務所、弘済院附属病院及び建設局方面管理事務所をいう。
- (4) 事業所 大阪市事業所事務分掌規則に定める事業所（前号に定める所を除く。）をいう。

(5) 局長等 局、所及び区役所（以下「局等」という。）の長（危機管理監の内部組織にあつては危機管理監）をいう。

(6) 課等 大阪市公文書管理条例施行規則（平成18年大阪市規則第65号）第7条第5項に規定する課等をいう。

#### （公印の管理）

第2条 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう監守を厳重にするとともに、つねに鮮明にしておかなければならない。

#### （公印の種別）

第3条 公印は、一般公印及び専用公印とする。

2 専用公印は、その特定された用途に限り使用するものとする。

3 一般公印は、専用公印を使用すべき場合を除き使用するものとする。

#### （職務代理の場合の公印）

第3条の2 市長その他の職員に事故等があるため他の職員の職務代理者等となり、その職務を代理する場合の公印の使用については、その職務を代理される者の公印を使用するものとする。

#### （公印の名称、ひな型等）

第4条 公印の名称、書体、寸法及び用途は別表第1のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。

#### （公印監守者等の設置）

第5条 公印（電子計算機に記録した印影を除く。次条第1項並びに第7条第1項及び第2項において同じ。）の監守の責めに任ずるため、公印監守者を置く。

2 公印（電子計算機に記録した印影に限る。次条第2項、第7条第3項、第8条の2第3項及び第11条第2項において同じ。）に係る電子計算機処理データ（大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）第2条第2項第2号に規定する電子計算機処理に係るデータをいう。以下同じ。）の監守の責めに任ずるため、データ監守者を置く。

(公印監守者等及び監守場所)

第6条 公印監守者及び監守場所は、次のとおりとする。

| 公印   | 公印監守者              | 監守場所  |                 |
|--|--------------------|---|-----------------|
|  |                    | 執務時間中   | 執務時間外           |
| 1 市印、市役所印、市長印、副市長印及び納入通知書用市長印                                      | 総務局行政部行政不服審査担当課長   | 総務局行政部行政課   | 公印監守者指定の場所      |
| 2 会計管理者印、区会計管理者印、出納員印、区出納員印、分任出納員印、区分任出納員印、金銭出納員印及び金銭副出納員印         | 局等の庶務担当課長又はこれに準ずる者 | 事務を担当する課等で公印監守者指定の場所  | 公印監守者指定の場所      |
| 3 前2号に掲げる公印以外の公印   | 局等の庶務担当課長又はこれに準ずる者 |   |                 |
| (1) 一般公印並びに経済戦略局、市民局、契約管財局、福祉局、健康局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、大阪港湾局、消防局 |                    | 庶務を担当する課等（経済戦略局にあつては企画総務部総務課及び観光部観光課、建設局にあつては総務部総務課及び公園緑化部調整課）で公印監守者指定の場所 | 宿直室又は公印監守者指定の場所 |

|   |  |  |                                |
|---|--|--|--------------------------------|
| 、弘済院及び中央卸<br>売市場用納入通知書<br>用市長印                        |  |  |                                |
| (2) 専用公印。ただし、<br>納入通知書用市長印及<br>び郵便局取扱事務契印<br>用区長印を除く。 |  | 事務を担当する課等で公印監<br>守者指定の場所   | 同上                             |
| (3) 郵便局取扱事務契印<br>用区長印                                 |  | 地方公共団体の特定の事務の<br>郵便局における取扱いに關す<br>る法律（平成13年法律第120<br>号。以下「郵便局事務取扱法<br>」という。）第2条の規定に<br>より本市の事務（郵便局取扱<br>事務契印用区長印を使用する<br>ものに限る。）を取り扱う郵<br>便局（以下「事務取扱郵便局<br>」という。）で公印監守者指<br>定の場所 | 事務取扱郵<br>便局で公印<br>監守者指定<br>の場所 |

2 データ監守者は、公印に係る電子計算機処理データを取り扱う局等（複数の局等において取り扱われる公印に係る電子計算機処理データにあつては、当該公印を使用する事務を統括する局等）の主管課長（当該事務を主管する課長又は担当課長をいう。）又はこれに準ずる者をもって充てる。

（公印取扱責任者等）

第7条 局長等は、必要と認める課等に公印の取扱責任者（以下「公印取扱責任者」という。）を置き、当該課等に属する職員のうちから指名する。

2 公印取扱責任者は、公印監守者の命を受け、公印の監守その他公印に関する事務

に従事する。

3 局長等は、公印に係る電子計算機処理データを取り扱う課等に当該電子計算機処理データの取扱責任者（以下「データ取扱責任者」という。）を置き、当該課等に属する職員のうちから指名する。

4 データ取扱責任者は、データ監守者の命を受け、第11条第1項の規定により電子印（公印（印形に限る。第8条の2第2項及び第5項、第9条、第10条第1項から第3項まで並びに第11条第1項において同じ。）の押印に代えて、電子計算機に記録した印影を打ち出し、又は文書（電磁的記録に限る。）に記録し確定させたものをいう。以下同じ。）を使用して作成した文書の発行記録の保管その他公印（電子計算機に記録した印影に限る。）に係る電子計算機処理データの管理に関する事務に従事する。

（氏名等の通知）

第8条 局長等は、前条第1項又は第3項の規定により公印取扱責任者又はデータ取扱責任者を指名したときは、速やかにその職及び氏名を総務局長に通知しなければならない。

2 公印監守者若しくはデータ監守者又は公印取扱責任者若しくはデータ取扱責任者に事故があるときは、局長等があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

（新調又は廃止）

第8条の2 局長等は、公印の新調（新たに作製した印形又は新たに電子計算機に記録した印影を文書が真正であることの認証の用に供することとするをいう。以下同じ。）又は廃止（既存の印形又は既に電子計算機に記録されている印影を文書が真正であることの認証の用に供しないこととするをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公印新調・廃止協議書（第1号様式）により総務局長に協議しなければならない。

2 局長等は、公印の監守場所に変更があったときは、速やかに総務局長に報告しなければならない。

- 3 局長等は、電子印に係る公印について、第1項の規定による協議内容（電子印を使用する文書、電子印を使用する場所又は偽造及び不正使用を防止するための措置に係るものに限る。）を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項について総務局長に協議しなければならない。
- 4 局長等は、電子計算機に印影を記録したときは、直ちに記録するために使用した印形を廃棄しなければならない。ただし、当該印形を文書が真正であることの認証の用に供する必要がある場合については、この限りでない。
- 5 局長等は、同一の公印を2個以上作製する必要があると認めるときは、第1項の規定に準じ、その手続を執らなければならない。

（登録）

第8条の3 総務局長は公印台帳（第2号様式）の正本を、公印監守者又はデータ監守者は公印台帳の副本をそれぞれ作成し、所定の事項を登録しておかなければならない。

（押印手続）

第9条 公印の押印の手続は、次のとおりとする。

- (1) 公印を押印しようとする者は、押印を必要とする文書及び決裁文書を、その者の属する課等の文書主任を経て、押印しようとする公印の公印取扱責任者に提示しなければならない。
  - (2) 前号の文書主任は、決裁文書の審査を行い、押印を必要とする文書と照合した上、当該決裁文書に審査を行った旨を記録しなければならない。
  - (3) 第1号の公印取扱責任者は、決裁文書の審査を行い、押印を必要とする文書と照合した上、公印を押印し、当該決裁文書に公印押印済みの旨を記録しなければならない。
- 2 執務時間外又は休日においてやむを得ない事由により公印の押印を必要とする場合は、前項各号の例に準じ、当宿直員の審査及び照合を受けなければならない。この場合において、当宿直員は公印の使用状況を宿直日誌に記載しておかなければな

らない。

#### (印影印刷)

第10条 公印の押印を必要とする文書を印刷する場合において、当該文書を一時かつ大量に施行するときその他公印監守者が事務及び事業の執行上特に必要があると認めるときは、公印の押印に代えて、その公印の印影を印刷することができる。

2 前項に規定する公印の印影の印刷（以下「印影印刷」という。）をしようとする者は、印影印刷申込書（第3号様式）により公印監守者の承認を受けるとともに、印影印刷をした文書の施行の際に、次の手続を執らなければならない。この場合において、公印監守者が特に必要と認めるときは、その指定する公印取扱責任者代行者に次の手続（公印取扱責任者に係る部分に限る。）を行わせることができる。

(1) 印影印刷をした文書を施行しようとする者は、印影印刷をした文書及び決裁文書を、その者の属する課等の文書主任を経て、印影印刷をした公印の公印取扱責任者に提示しなければならない。

(2) 前号の文書主任及び公印取扱責任者は、それぞれ決裁文書の審査を行い、印影印刷をした文書と照合した上、当該決裁文書に審査を行った旨を記録しなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、印影印刷が終了したときは、直ちに印影印刷に使用した公印又は公印の印影を公印監守者に返還するとともに、印影印刷に使用した原版を廃棄しなければならない。

4 第2項の承認を受けた者は、印影印刷をした文書を厳重に保管するとともに、その使用状況を記録してこれを公印監守者に報告しなければならない。

#### (電子印の使用)

第11条 電子計算機を利用して公印の押印を必要とする文書を作成する場合において、局長等が特に必要と認めるときは、電子印を使用することができる。

2 市長は、新たに電子印を使用しようとするとき（既に使用している電子印に係る公印の廃止をし、名称、ひな型の番号及び用途が同一の公印の新調をし、当該公印

について電子印を使用するときを除く。)は、あらかじめ、当該電子印に係る公印の名称、ひな型の番号及び用途、当該電子印を使用する文書の名称並びに当該電子印の使用開始年月日を告示するものとする。告示した内容を変更しようとするときも、同様とする。

3 局長等は、電子印を使用して文書を作成する場合は、その偽造及び不正使用を防止するための措置を講じなければならない。

4 データ取扱責任者は、電子印を使用して作成した文書の発行記録を電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)その他適切な記録媒体に記録しなければならない。

(廃印の保存又は廃棄等)

第12条 局長等は、廃止をした公印(印形に限る。以下「廃印」という。)について、速やかに総務局長に保管換えの手続を執らなければならない。

2 総務局長は、前項の保管換えの手続が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して市印、市役所印、市長印及び副市長印については永年、その他の廃印については10年、それぞれ保存しなければならない。

3 保存期間を経過した廃印は、総務局長において切断又は焼却等適当な方法で廃棄処分に付さなければならない。

4 局長等は、廃止をした公印(電子計算機に記録した印影に限る。)について、速やかに電子計算機に記録した印影を消去するとともに、総務局長にその旨を通知しなければならない。

(事故報告)

第13条 局長等は、公印(電子計算機に記録した印影を除く。)の盗難、紛失又は破損、公印(電子計算機に記録した印影に限る。)に係る電子計算機処理データの漏えい、滅失又はき損その他の公印に係る事故があったときは、速やかに公印事故報告書(第4号様式)により総務局長を経て市長に報告しなければならない。公印に関し偽造、変造又はデータの改ざんその他の事故があったときも、同様とする。

(公印管理状況等の調査)

第14条 総務局長は、公印の監守、使用状況等について適宜必要な事項を調査することができる。

- 2 前項の規定による調査を行う場合において、総務局長は必要があると認めるときは、公印監守者又はデータ監守者に対し、報告を求め、又は参考となるべき資料の提出を求めることができる。

(出納員等の公印についての準用)

第15条 局等以外の本市機関に置かれる出納員及び分任出納員の公印については、この規則の規定を準用する。

(郵便局取扱事務契印用区長印の取扱いに係る特例)

第16条 事務取扱郵便局の長は、公印監守者の命を受け、郵便局取扱事務契印用区長印の監守その他郵便局取扱事務契印用区長印に関する事務に従事しなければならない。

- 2 第9条の規定にかかわらず、郵便局取扱事務契印用区長印の押印の手続は、次のとおりとする。

- (1) 事務取扱郵便局の長は、郵便局取扱事務契印用区長印を押印したときは、押印した年月日、文書の名称、通数及び箇所数を記録しなければならない。

- (2) 事務取扱郵便局の長は、前号に規定する事項及び郵便局取扱事務契印用区長印の監守状況を、郵便局取扱事務契印用区長印の押印を行うごとに公印監守者に報告しなければならない。

- 3 事務取扱郵便局の長は、郵便局取扱事務契印用区長印の盗難、紛失、破損その他の郵便局取扱事務契印用区長印に係る事故があったときは、速やかに公印監守者に報告しなければならない。郵便局取扱事務契印用区長印に関し偽造、変造その他の事故があったときも、同様とする。

(施行の細目)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、総務局長が定める。

## 附 則

- 1 この規則中別表第1に定める専用公印に関する規定は、昭和30年9月1日から、その他の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、大阪市公印、記章及び証票規則（昭和24年大阪市規則第67号）の規定に基き作製せられ、現に使用する公印で別表第1に定める公印に該当するものについては、この規則により新調した公印とみなし、規則第10条第4項及び第11条の規定を準用する。
- 3 この規則施行の際、現に使用する公印で別表第1に定める公印に該当しないものについては、この規則により廃止した公印とみなし、規則第12条の規定を準用する。但し、税収入に関する事務に使用する公印については、当分の間、なお従前の例による。
- 4 市長職務代理者印に限り、第12条第2項の規定により総務局長が保存すべき期間は、同項の規定にかかわらず、無期とする。

### 附 則（昭和30年10月13日規則第69号）

この改正規則は、公布の日から施行し、昭和30年9月6日から適用する。

### 附 則（昭和31年7月12日規則第45号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和31年8月23日規則第51号）

この改正規則は、公布の日から施行し、昭和31年8月1日から適用する。

### 附 則（昭和31年11月1日規則第59号）

この改正規則は、昭和31年11月1日から適用する。

### 附 則（昭和32年4月1日規則第6号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和33年4月1日規則第18号）

この改正規則は、昭和33年4月1日から施行する。ただし、改正前の規定による事

業出納員、収納員及び区収納員の印は、改正規定にかかわらず、昭和33年5月31日まででは出納員、分任出納員、区出納員及び区分任出納員の印とみなして使用することができる。

附 則（昭和33年12月4日規則第98号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年4月1日規則第20号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年10月1日規則第48号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年6月8日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年9月1日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年3月31日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年7月5日規則第48号）

この規則は、昭和37年8月1日から施行する。ただし、第1条の2の改正規定並びに国民年金保険料納付検認用市印及び都市計画用市長印に関する改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年10月13日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年10月25日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年3月22日規則第11号）

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年5月30日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年7月3日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年8月15日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行し、区収入役に関する改正規定を除く部分は、昭和38年6月27日から、区収入役に関する改正規定は、昭和38年7月11日から適用する。

附 則（昭和38年12月5日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年6月11日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年6月25日規則第108号）

この規則は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則（昭和40年7月1日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年8月12日規則第88号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年9月20日規則第104号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年12月1日規則第118号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年12月17日規則第120号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年12月23日規則第123号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年3月31日規則第21号）

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年10月1日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年12月28日規則第97号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年3月23日規則第7号）

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年7月7日規則第55号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年8月24日規則第62号）

この規則は、昭和42年9月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月28日規則第65号）

この規則は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和42年11月10日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年1月4日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年2月1日規則第12号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年8月15日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月2日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年5月8日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年9月18日規則第72号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年11月6日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年12月26日規則第92号）

この規則は、昭和45年1月1日から施行する。

附 則（昭和45年1月29日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月9日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年6月5日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年10月15日規則第95号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年11月9日規則第98号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年11月11日規則第99号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年11月15日規則第101号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、附則第2項及び附則第4項から附則第7項までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年4月6日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年8月31日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年3月8日規則第8号) 抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年3月31日規則第12号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月4日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月12日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月25日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年5月1日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年6月21日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年12月25日規則第118号)

この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年7月1日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年7月1日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年8月31日規則第106号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月12日規則第109号）

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月2日規則第129号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年12月28日規則第140号）

この規則は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年6月9日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年5月27日規則第76号）

この規則は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則（昭和51年8月26日規則第92号）

この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月16日規則第98号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年2月1日規則第3号）

この規則は、昭和52年2月8日から施行する。

附 則（昭和52年2月24日規則第10号）

この規則は、昭和52年3月1日から施行する。

附 則（昭和52年8月1日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月11日規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年12月15日規則第93号）

この規則は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月23日規則第8号）

この規則は、昭和53年3月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月9日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年8月17日規則第95号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年9月28日規則第102号）

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年11月30日規則第115号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年2月22日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年6月7日規則第48号）

この規則は、昭和54年6月12日から施行する。

附 則（昭和54年6月21日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年7月1日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年8月7日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日規則第30号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年2月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年6月15日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年7月1日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年8月23日規則第103号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年7月30日規則第58号）

この規則は、昭和62年8月1日から施行する。ただし、港湾局用行政処分及び証明用市長印に関する改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年5月26日規則第90号）

この規則は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年4月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年4月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年5月30日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年8月1日規則第105号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年2月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月22日規則第68号）

この規則は、平成5年4月26日から施行する。

附 則（平成5年10月28日規則第131号）

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成5年12月1日規則第138号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第22号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市公印規則第2号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市公印規則の規定にかかわらず、

当分の間なおこれを使用することができる。

附 則（平成6年5月9日規則第88号）

この規則は、平成6年5月11日から施行する。

附 則（平成6年9月29日規則第115号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年7月27日規則第64号）

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成7年9月29日規則第81号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月8日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月16日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年5月20日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月30日規則第98号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年11月26日規則第115号）

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成11年2月23日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年10月 1 日規則第105号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月 1 日規則第123号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、介護保険証書用市印に関する改正規定は、平成12年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成12年 4 月 1 日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 4 月14日規則第124号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第168号）

この規則は、平成13年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成13年 2 月 2 日規則第 8 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の大阪市公印規則に規定する国民健康保険被保険者証用市印については平成13年10月31日までの間、国民健康保険標準負担額減額認定証用市印については同年 5 月31日までの間、この規則の施行の日前に印刷した公印の印影の印刷による印に限り、この規則による改正後の大阪市公印規則による国民健康保険証書用市印とみなしてこれらを使用することができる。

附 則（平成13年 4 月 1 日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 5 月28日規則第101号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 7 月 1 日規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、税務用区長印に関する改正規定は、平成13年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成13年10月 1 日規則第128号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 3 月 1 日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 3 月31日規則第33号）

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。ただし、国民健康保険及び国民年金関係収納用区出納員印に関する改正規定は、平成14年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 6 月28日規則第112号）

この規則は、平成14年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 9 月27日規則第124号）

この規則は、平成14年10月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月31日規則第58号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 8 月 8 日規則第102号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年 8 月25日から施行する。ただし、次項から附則第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の大阪市公印規則（以下「改正後の規則」という。）第 7 条第 3 項に規定するデータ取扱責任者の任命及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、同項及び改正後の規則第 8 条第 1 項の規定の例により行うことができる。
- 3 改正後の規則第 7 条第 4 項に規定する電子印（以下「電子印」という。）に係る公印の新調及び廃止、公印台帳の正本の作成及び所定の事項の登録、電子印の使用開始年月日等の告示並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の規則第 8 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 8 条の 3、

第11条第2項並びに第12条第4項の規定の例により行うことができる。

- 4 改正後の規則第6条第2項の規定によりデータ監守者に充てられることとなる者は、この規則の施行前においても、改正後の規則第8条の3の規定の例により公印台帳の副本の作成及び所定の事項の登録を行うことができる。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の大阪市公印規則第3号様式により作成されている公印台帳は、改正後の規則第2号様式により作成された公印台帳とみなす。

附 則 (平成15年12月26日規則第134号)

この規則は、平成16年1月5日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第35号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月13日規則第90号)

この規則は、平成16年4月14日から施行する。

附 則 (平成16年4月30日規則第101号)

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日規則第30号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月12日規則第92号)

- 1 この規則は、平成17年4月13日から施行する。ただし、第10条及び別表第1の改正規定、別表第2の改正規定（一般公印のひな型中35及び36のひな型に係る部分を除く。）並びに第3号様式の改正規定は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市公印規則（以下「改正前の規則」という。）第2号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市公印規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

3 この規則の施行の際、改正前の規則第2号様式により作成されている公印台帳は、改正後の規則第2号様式により作成された公印台帳とみなす。

附 則（平成17年12月16日規則第197号）

この規則は、平成17年12月26日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第54号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月5日規則第4号）

この規則は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第78号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の大阪市公印規則に規定する分任出納員印（健康福祉局児童施策部児童指導課に置かれる分任出納員に係るものに限る。）、国民健康保険関係収納用区出納員印及び健康福祉局用納入通知書用市長印については、平成19年5月31日までの間、この規則の施行の日前に印刷した公印の印影の印刷による印に限り、それぞれこの規則による改正後の大阪市公印規則による分任出納員印（こども青少年局子育て支援部保育指導担当に置かれる分任出納員に係るものに限る。）、国民健康保険関係収納用区出納員印又はこども青少年局用納入通知書用市長印とみなしてこれらを使用することができる。

附 則（平成19年6月8日規則第155号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年8月10日規則第172号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月5日規則第198号）

この規則は、平成19年10月9日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第55号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年 9 月19日規則第139号）

- 1 この規則は、平成20年 9 月22日から施行する。ただし、職員履歴事項証明用市長印及び総務事務用市長印に関する改正規定は、平成20年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の大阪市公印規則に規定する国民健康保険証書用市印については、平成20年10月31日までの間、この規則の施行の日前に被保険者証に印刷した公印の印影の印刷による印に限り、この規則による改正後の大阪市公印規則別表第2 専用公印のひな型24の 2 の国民健康保険証書用市印とみなしてこれを使用することができる。

附 則（平成20年10月29日規則第158号）

この規則は、平成20年11月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月26日規則第188号）

この規則は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日規則第31号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 6 月26日規則第111号）

この規則は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年10月 2 日規則第137号）

この規則は、平成21年10月 5 日から施行する。

附 則（平成21年10月30日規則第142号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月25日規則第177号）

この規則は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月26日規則第24号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 8 月13日規則第110号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月17日規則第146号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第40号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月3日規則第11号）

この規則は、平成24年2月15日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第41号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第122号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第25号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月30日規則第138号）

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第83号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月14日規則第1号）

この規則は、平成27年1月15日から施行する。

附 則（平成27年2月12日規則第12号）

この規則は、平成27年2月13日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第107号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日規則第185号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年10月 2 日規則第204号）

この規則は、平成27年10月 5 日から施行する。

附 則（平成27年12月25日規則第219号）

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第65号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 9 月29日規則第132号）

この規則は、平成28年10月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 1 月31日規則第 6 号）

この規則は、平成29年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第49号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 9 月28日規則第136号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第56号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 7 月 6 日規則第97号）

この規則は、平成30年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成31年 1 月25日規則第 4 号）

この規則は、平成31年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日規則第30号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月31日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月27日規則第39号）

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 47 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 22 日規則第 87 号）

この規則は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 26 日規則第 98 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 21 日規則第 112 号）

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 29 日規則第 125 号）

この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 46 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 28 日規則第 126 号）

この規則は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 27 日規則第 137 号）

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 専用公印の表総務事務用市長印の項の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 29 日規則第 110 号）

この規則は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 31 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 39 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 29 日規則第 126 号）

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

附 則（令和7年9月30日規則第97号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和7年12月26日規則第132号）

この規則は、令和7年12月29日から施行する。

附 則（令和8年2月6日規則第4号）

この規則は、令和8年2月9日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第54号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

## 一 般 公 印

| 名称   | ひな型  | 書体  | 寸法     | 備考                                       |
|--|------|-----|--------|--|
|  |      |     | ミリメートル |  |
| 市印   | 1    | てん書 | 方 45   |  |
| 市役所印   | 2    | てん書 | 方 45   |  |
| 市長印  | 3    | てん書 | 方 30   |  |
| 市長印  | 4    | てん書 | 方 30   |  |
| 局用市長印(経済戦<br>略局、契約管財局、<br>環境局、建設局、大<br>阪港湾局及び消防局<br>用) | 4の2  | てん書 | 方 30   |  |
| 区役所用市長印  | 4の3  | てん書 | 方 30   |  |
| 副市長印   | 5    | てん書 | 方 23   |  |
| 会計管理者印   | 6    | てん書 | 方 23   |  |
| 出納員印   | 7    | かい書 | 径 30   |  |
| 分任出納員印   | 8    | かい書 | 径 30   |  |
| 金銭出納員印   | 9    | かい書 | 径 30   |  |
| 金銭副出納員印  | 10   | かい書 | 径 30   |  |
| 局印   | 11   | てん書 | 方 38   | 局には、危機管理監の内部組<br>織及び大阪港湾局を含まない<br>ものとする。 |
| 大阪港湾局印   | 11の2 | てん書 | 方 38   |  |
| 局長印  | 12   | てん書 | 方 23   | 局長には、副首都推進局長、                            |

|                     |      |     |   |  |
|---------------------|------|-----|---|--|
|                     |      |     |   | 危機管理監、I R 推進局長、<br>大阪都市計画局長及び大阪港<br>湾局長を含まないものとする<br>。 |
| 副首都推進局長印            | 12の2 | てん書 | 方 | 23   |
| 危機管理監印              | 13   | てん書 | 方 | 23   |
| I R 推進局長印           | 13の3 | てん書 | 方 | 23   |
| 大阪都市計画局長印           | 13の4 | てん書 | 方 | 23   |
| 大阪港湾局長印             | 13の5 | てん書 | 方 | 23   |
| 財政局税務総長印            | 13の6 | てん書 | 方 | 23   |
| 消防長印                | 14   | てん書 | 方 | 23   |
| 高度専門教育訓練セ<br>ンター所長印 | 15   | てん書 | 方 | 23   |
| 所印                  | 16   | てん書 | 方 | 38   |
| 所長印                 | 17   | てん書 | 方 | 21   |
| 事業所印                | 18   | てん書 | 方 | 38   |
| 事業所印                | 19   | てん書 | 方 | 38   |
| 事業所長印               | 20   | てん書 | 方 | 21   |
| 事業所長印               | 21   | てん書 | 方 | 21   |
| 児童相談所長印             | 25   | てん書 | 方 | 21   |
| 保健所印                | 26   | てん書 | 方 | 38   |
| 保健所長印               | 27   | てん書 | 方 | 21   |
| 斎場管理者印              | 27の2 | てん書 | 方 | 21   |
| 建築主事印               | 28   | てん書 | 方 | 20   |
| 区役所印                | 29   | てん書 | 方 | 38   |

|                 |      |     |   |    |  |
|-----------------|------|-----|---|----|--|
| 区長印             | 30   | てん書 | 方 | 21 |  |
| 区長印             | 31   | てん書 | 方 | 21 |  |
| 出張所用区長印         | 32   | てん書 | 方 | 21 |  |
| 出張所用区長印         | 33   | てん書 | 方 | 21 |  |
| 保健福祉センター印       | 33の2 | てん書 | 方 | 38 |  |
| 保健福祉センター所<br>長印 | 33の3 | てん書 | 方 | 21 |  |
| 区会計管理者印         | 34   | てん書 | 方 | 18 |  |
| 区出納員印           | 35   | かい書 | 径 | 30 |  |
| 区分任出納員印         | 36   | かい書 | 径 | 30 |  |
| 消防署印            | 37   | てん書 | 方 | 38 |  |
| 消防署長印           | 38   | てん書 | 方 | 21 |  |
| 固定資産評価員印        | 39   | てん書 | 方 | 23 |  |
| 南港市場長印          | 40   | てん書 | 方 | 21 |  |

専 用 公 印

| 名称             | ひな型 | 書体  | 寸法             | 用途   |
|----------------|-----|-----|----------------|--|
| 納入通知書用市長印      | 1   | かい書 | ミリメートル<br>径 20 | 経済戦略局、市民局、契約管財局、福祉局、健康局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、大阪港湾局、消防局、弘済院及び中央卸売市場を除く納入通知書用 |
| 利用請求事務用市長<br>印 | 1の2 | てん書 | 方 21           | 大阪市公文書管理条例に基づく特定歴史公文書等の利用請   |

|  |     |     |   |    |  |
|--|-----|-----|---|----|--|
|  |     |     |   |    | 求に関する事務用   |
| 職員証用市長印  | 2   | てん書 | 方 | 10 | 職員証用（印影印刷用）  |
| 総務事務用市長印   | 3   | てん書 | 方 | 21 | 総務局人事部管理課において<br>取り扱う市の職員及び元職員<br>の人事、給与、退隠料等及び<br>福利厚生に関する事務用   |
| 企業支援事務用市長<br>印   | 4   | てん書 | 方 | 25 | 経済戦略局産業振興部企業支<br>援課において取り扱う中小企<br>業信用保険法に基づく認定そ<br>の他企業支援に関する事務用 |
| 経済戦略局用納入通<br>知書用市長印  | 4の2 | かい書 | 径 | 20 | 経済戦略局納入通知書用  |
| 市民局用納入通知書<br>用市長印  | 4の4 | かい書 | 径 | 20 | 市民局納入通知書用  |
| ファミリーシップ宣<br>誓証明用市長印                                       | 4の5 | てん書 | 方 | 15 | ファミリーシップ宣誓書受領<br>証用  |
| 客引き行為等の適正<br>化事務用市長印                                       | 4の6 | てん書 | 方 | 21 | 大阪市客引き行為等の適正化<br>に関する条例に基づく事務用                                   |
| 債券売買、債券保有<br>に係る届出、株式申<br>込及び株主権行使並<br>びに約束手形による<br>借入用市長印 | 5   | てん書 | 径 | 15 | 債券売買、債券保有に係る届<br>出、株式申込及び株主権行使<br>並びに約束手形による借入用                  |
| 公債証書用市長印   | 7   | てん書 | 径 | 17 | 公債証書用  |
| 税務用市長印   | 8   | てん書 | 方 | 21 | 市税及び府民税の賦課徴収そ<br>の他税務事務並びに税務に関                                   |

|   |      |     |   |    |   |
|---|------|-----|---|----|---|
| 税務用市長印                                  | 8の2  | てん書 | 方 | 15 | する証明書用<br>市税及び府民税の賦課徴収その他税務事務並びに徴税吏員証及び固定資産評価補助員証用(印影印刷用)                             |
| 財政局用市債権徴収事務用市長印                         | 8の3  | てん書 | 方 | 21 | 財政局において取り扱う特命による市債権の徴収に関する事務用   |
| 財産台帳記載事項証明書用市長印                         | 8の4  | てん書 | 方 | 25 | 財産台帳記載事項証明書用  |
| 契約管財局及び都市整備局登記用市長印                      | 12   | てん書 | 方 | 25 | 契約管財局及び都市整備局登記用   |
| 課税特例証明用市長印                              | 13   | てん書 | 方 | 25 | 租税特別措置法に基づく課税特例証明用  |
| 契約管財局用納入通知書用市長印                         | 13の2 | かい書 | 径 | 20 | 契約管財局納入通知書用   |
| 土地取引規制事務用市長印                            | 14   | てん書 | 方 | 25 | 国土利用計画法に基づく土地取引規制事務用  |
| 福祉事務用市長印                                | 15   | てん書 | 方 | 15 | 福祉事務用   |
| 生活保護事務、子ども・子育て支援事務及び障がい福祉事務用保健福祉センター所長印 | 16   | てん書 | 方 | 13 | 生活保護法に基づく事務、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務用(印影印刷及び電子印用) |

|                   |      |     |   |    |   |
|-------------------|------|-----|---|----|---|
| 身体障害者手帳用市印        | 17   | かい書 | 方 | 30 | 身体障害者手帳用  |
| 診療報酬額決定用市印        | 18   | かい書 | 径 | 31 | 生活保護法及び身体障害者福祉法による診療報酬額決定通知書用   |
| 福祉事務用市印           | 19   | てん書 | 方 | 15 | 福祉事務用   |
| 障害者福祉関連事業者等事務用市長印 | 19の2 | てん書 | 方 | 25 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害者福祉に関する事業者及び施設に係る指定、命令、勧告、事業の停止その他これらに準ずる行政処分及び事務用 |
| 福祉局用納入通知書用市長印     | 20   | かい書 | 径 | 20 | 福祉局納入通知書用   |
| 弘済院用納入通知書用市長印     | 21   | かい書 | 径 | 20 | 弘済院納入通知書用   |
| 国民健康保険関係収納用区出納員印  | 22   | かい書 | 径 | 20 | 国民健康保険の保険料、一部負担金、保険給付費返還金その他歳入金の収納用   |
| 国民健康保険事務用市長印      | 23   | てん書 | 方 | 20 | 国民健康保険料の賦課徴収、資格給付事務及び国民健康保険に関する証明用  |
| 国民健康保険証書用市印       | 24   | てん書 | 方 | 21 | 国民健康保険の標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限   |

|                              |      |     |   |    |  |
|------------------------------|------|-----|---|----|--|
|                              |      |     |   |    | 度額適用・標準負担額減額認定証用   |
| 国民健康保険証書用市印                  | 24の2 | てん書 | 方 | 15 | 国民健康保険の資格確認書及び高齢受給者証用（印影印刷用）   |
| 国民健康保険被保険者資格確認及び標準負担額減額認定用市印 | 25   | かい書 | 方 | 10 | 国民健康保険被保険者資格確認及び標準負担額減額認定用   |
| 後期高齢者医療事務用市長印                | 26   | てん書 | 方 | 20 | 後期高齢者医療保険料の徴収及び後期高齢者医療に関する証明用  |
| 後期高齢者医療関係収納用区出納員印            | 26の2 | かい書 | 径 | 20 | 後期高齢者医療保険料その他歳入金の収納用   |
| 国民年金事務用市長印                   | 27   | てん書 | 方 | 25 | 国民年金事務用  |
| 児童手当事務用市長印                   | 28   | てん書 | 方 | 25 | 児童手当事務用  |
| 子ども手当事務用市長印                  | 28の2 | てん書 | 方 | 25 | 子ども手当事務用   |
| 子ども・子育て支援事務用市長印              | 28の3 | てん書 | 方 | 24 | 子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、乳児等のための支援給付、地域子ども・子育て支援事業及び私立の保育所に係る費用の徴収に関する事務用 |

|                       |      |     |   |    |   |
|-----------------------|------|-----|---|----|---|
| 児童福祉関連事業者<br>監督事務用市長印 | 28の4 | てん書 | 方 | 24 | こども青少年局幼保施策部幼<br>保企画課において取り扱う児<br>童福祉に関する事業者に係る<br>命令、勧告、事業の停止その<br>他これらに準ずる行政処分及<br>び事務用 |
| 介護保険事務用市長<br>印        | 30   | てん書 | 方 | 21 | 介護保険法に基づく事務用  |
| 介護保険証書用市印             | 31   | てん書 | 方 | 25 | 介護保険の被保険者証、資格<br>者証、負担割合証、利用者負<br>担額減額認定証及び負担限度<br>額認定証用                                  |
| 健康局用証明用市印             | 32   | てん書 | 方 | 35 | 保健衛生に関する法令及び精<br>神保健及び精神障害者福祉に<br>関する法律に基づく職員の身<br>分証明証票用                                 |
| 感染症事務用市印              | 33   | てん書 | 方 | 18 | 感染症の予防及び感染症の患<br>者に対する医療に関する法律<br>第37条及び第37条の2に基づ<br>く患者票用                                |
| 健康局用納入通知書<br>用市長印     | 34   | かい書 | 径 | 20 | 健康局納入通知書用   |
| 保健衛生事務用市長<br>印        | 35   | てん書 | 方 | 27 | 保健衛生及び環境保全に係る<br>行政処分及び証明(環境局の<br>所管に属する行政処分及び証<br>明を除く。)並びに精神保健                          |

|                        |      |     |      |  |
|------------------------|------|-----|------|--|
|                        |      |     |      | 及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務用                   |
| 精神障害者保健福祉手帳用市印         | 36   | かい書 | 方 20 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳用      |
| 公害健康被害補償事務用市長印         | 37   | かい書 | 方 23 | 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく事務用                  |
| 公害医療手帳用市長印             | 38   | かい書 | 方 15 | 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害医療手帳用              |
| 監視事務用保健所印              | 38の2 | てん書 | 方 24 | 食品衛生監視事務用                                |
| 監視事務用保健所長印             | 39   | てん書 | 方 21 | 理容業、美容業及びクリーニング業に関する環境衛生監視事務並びに食品衛生監視事務用 |
| こども青少年局用納入通知書用市長印      | 41   | かい書 | 径 20 | こども青少年局納入通知書用                            |
| 計量事務用市長印               | 44   | てん書 | 方 25 | 計量関係法に基づく事務用                             |
| 中央卸売市場用許可、承認及び証明用市長印   | 49   | かい書 | 方 30 | 中央卸売市場における売買取引に関する許可、承認及び証明用             |
| 中央卸売市場用承認及び証明用中央卸売市場長印 | 50   | かい書 | 方 20 | 中央卸売市場における売買取引に関する承認及び証明用                |
| 消費者保護行政事務              | 51   | てん書 | 方 25 | 消費者センターにおいて取り                            |

|                     |    |     |   |    |  |
|---------------------|----|-----|---|----|--|
| 用市長印                |    |     |   |    | 扱う食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者安全法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法、ガス事業法及び大阪市消費者保護条例に基づく事務用 |
| 中央卸売市場用行政処分及び証明用市長印 | 52 | てん書 | 方 | 25 | 大阪市中心卸売市場業務条例及び大阪市食肉処理場条例に基づく行政処分及び証明用   |
| 中央卸売市場用納入通知書用市長印    | 53 | かい書 | 径 | 20 | 中央卸売市場納入通知書用   |
| 霊園、納骨堂使用許可市長印       | 59 | てん書 | 方 | 25 | 霊園及び納骨堂使用許可用   |
| 環境局用納入通知書用市長印       | 60 | かい書 | 径 | 20 | 環境局納入通知書用  |
| 環境局用行政処分及び証明用市長印    | 61 | てん書 | 方 | 25 | 廃棄物行政及び環境保全行政に関する行政処分及び証明用   |
| 車両整備用環境局長印          | 63 | てん書 | 方 | 20 | 道路運送車両法に基づく指定自動車整備事業用  |
| 都市整備局用納入通知書用市長印     | 64 | かい書 | 径 | 20 | 都市整備局納入通知書用  |
| 建築行政事務用市長印          | 65 | てん書 | 方 | 25 | 建築行政事務用  |

|                             |    |     |   |    |  |
|-----------------------------|----|-----|---|----|--|
| 住宅管理事務用市長印                  | 66 | てん書 | 方 | 25 | 市営住宅及びこれに付属する共同施設並びに処分住宅に係る催告その他の通知、承認及び証明用  |
| 市設建築物用市長印                   | 67 | てん書 | 方 | 25 | 建築基準法その他の法令に基づく市設建築物に係る報告、申請その他通知用   |
| 住宅の建設及び購入<br>資金融資事務用市長<br>印 | 68 | てん書 | 方 | 25 | 住宅建設資金及び住宅購入資金融資事務用  |
| 都市計画用市長印                    | 70 | てん書 | 方 | 25 | 都市計画法、土地区画整理法、旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律及び都市再開発法に基づく通知、許可、命令その他これに準ずる行政処分及び証明並びにこれらの法律に基づく事業の施行に伴う協定及び土地売却契約に関する事務用 |
| 屋外広告物用市長印                   | 71 | かい書 | 方 | 25 | 大阪市屋外広告物条例に基づく許可、命令その他これに準ずる行政処分及び証明用  |
| 建設局用行政処分及<br>び証明用市長印        | 72 | てん書 | 方 | 25 | 道路、河川、下水道及び公園に関する占用及び使用の許可、命令その他これに準ずる行政処分、協議、証明、占用及   |

|                 |      |     |             |   |
|-----------------|------|-----|-------------|---|
|                 |      |     |             | び使用の許可申請事務、用地境界確認に係る登記事項証明書等の交付請求及び登記簿等の閲覧請求事務並びに街路防犯灯設置助成事務用 |
| 特殊車両通行許可用市長印    | 73   | てん書 | 方 25        | 道路法に基づく特殊車両の通行の許可用  |
| 建設局用納入通知書用市長印   | 74   | かい書 | 径 20        | 建設局納入通知書用   |
| 大阪港湾局用納入通知書用市長印 | 75   | かい書 | 径 20        | 大阪港湾局納入通知書用   |
| 小切手用会計管理者印      | 76   | てん書 | 径 14        | 会計管理者振出小切手用   |
| 現金収納用会計管理者印     | 77   | かい書 | 径 24        | 会計管理者現金収納用  |
| 住居表示用区長印        | 78   | てん書 | 方 21        | 住居表示に係る通知及び証明並びに区名及び町名の変更に係る証明用                               |
| 諸証明用区長印         | 79   | てん書 | 方 21        | 区役所において取り扱う災害対策基本法に基づく罹災証明並びに被災証明及び海難届出証明用                    |
| 戸籍事務用区長印        | 80   | てん書 | 方 21        | 戸籍及び埋火葬関係事務用  |
| 戸籍記載事項認印用区長印    | 80の2 | てん書 | 縦径10<br>横径8 | 戸籍の記載事項に係る認印用   |
| 郵便局取扱事務契印       | 80の3 | てん書 | 方 21        | 郵便局事務取扱法第2条の規   |

|   |      |     |   |    |  |
|---|------|-----|---|----|--|
| 用区長印  |      |     |   |    | 定により事務取扱郵便局において取り扱わせる本市の事務に係る契印用   |
| 住民基本台帳及び登録事務用区長印                              | 81   | てん書 | 方 | 21 | 住民基本台帳及び印鑑登録証明関係事務用  |
| 在留カード、特別永住者証明書及び個人番号カード記載事項証明並びに通知カード返納証明用区長印 | 81の2 | てん書 | 方 | 6  | 在留カード、特別永住者証明書及び個人番号カード記載事項証明並びに国外への転出による通知カードの返納に係る証明用                        |
| 印鑑登録証用区長印                                     | 82   | てん書 | 方 | 15 | 印鑑登録証用   |
| 税証明用市長印                                       | 83   | てん書 | 方 | 21 | 区役所又は区役所出張所において取り扱う税務に関する証明書用  |
| 自動車臨時運行許可<br>用区長印                             | 84   | てん書 | 方 | 21 | 自動車の臨時運行の許可用   |
| 現金収納用区会計管<br>理者印                              | 87   | かい書 | 径 | 24 | 区会計管理者現金収納用  |
| 消防局用納入通知書<br>用市長印                             | 87の2 | かい書 | 径 | 20 | 消防局納入通知書用  |
| 消防局用消防行政事<br>務用市長印                            | 88   | てん書 | 方 | 30 | 消防局において取り扱う消防組織法、消防法、石油コンビナート等災害防止法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及 |

|                    |    |     |      |  |
|--------------------|----|-----|------|--|
| 消防署用消防行政事務用市長印     | 89 | てん書 | 方 30 | び危険物の規制に関する政令に基づく事務用<br>消防署において取り扱う消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務用 |
| 喫煙等許可用消防署長印        | 91 | かい書 | 径 35 | 大阪市火災予防条例に基づく指定場所における喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みの許可用  |
| 消防用設備等特例承認用消防長印    | 95 | かい書 | 径 35 | 消防法及び大阪市火災予防条例に基づく消防用設備等の特例承認用   |
| 試験結果証明用消防長印        | 96 | てん書 | 方 20 | 大阪市火災予防条例に基づく危険物又はこれに準ずるものに係る試験結果証明用   |
| 承認用消防署長印           | 97 | かい書 | 径 35 | 消防法に基づく危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認用   |
| 応急手当普及啓発用消防局長印     | 98 | てん書 | 方 13 | 応急手当普及員認定証及び応急手当指導員認定証用（印影印刷用）   |
| 立入検査及び立入許可の証票用消防長印 | 99 | てん書 | 径 15 | 消防法に基づく消防職員の立入検査証票及び消防警戒区域立入許可証票用  |

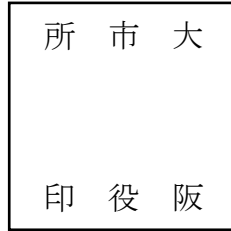
別表第2(第4条関係)

一般公印

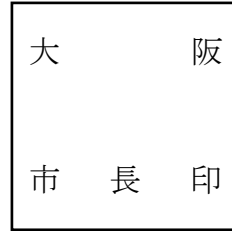
1



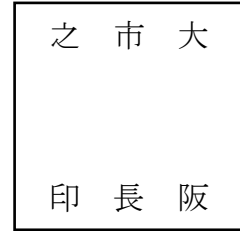
2



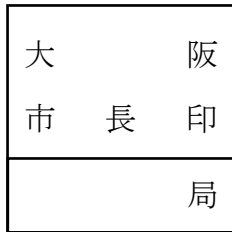
3



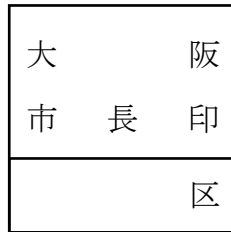
4



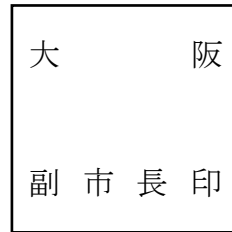
4の2



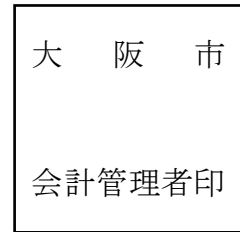
4の3



5



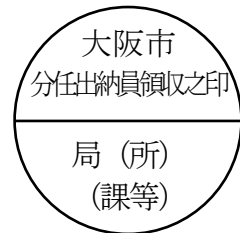
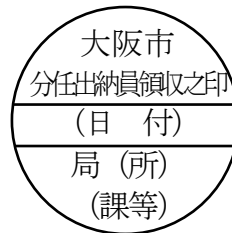
6



7



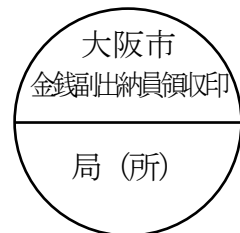
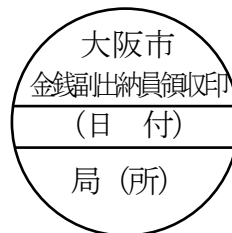
8



9



10



11

大 阪 市  
局 印

11の2

大 阪  
港 湾  
局 印

12

大 阪 市  
局 長 印

12の2

副 首 都  
推 進  
局 長 印

13

大 阪 市  
危 機 管 理  
監 印

13の3

I R 推 進  
局 長 印

13の4

大 阪 都  
市 計 画  
局 長 印

13の5

大 阪  
港 湾  
局 長 印

13の6

大 阪 市  
財 政 局  
税 務 総 長 印

14

大 阪 市  
消 防 長 印

15

大 阪 市  
高 度 専 門 教 育  
訓 練 セ ン タ ー  
所 長 印

16

大 阪 市 (立)  
印

17

大 阪 市 (立)  
印

之 大 阪 市 (立)  
印 長

18

大 阪 市 (立)  
長 印

大 阪 市 (立・設 等)  
印

19

|        |                       |                    |
|--------|-----------------------|--------------------|
| 所<br>印 | 設<br>等<br>）<br>事<br>業 | 大<br>阪<br>市<br>（立、 |
|--------|-----------------------|--------------------|

20

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 大<br>阪<br>市<br>（立・設等） | 長<br>印 |
|-----------------------|--------|

21

|                  |                       |                    |
|------------------|-----------------------|--------------------|
| 所<br>長<br>之<br>印 | 設<br>等<br>）<br>事<br>業 | 大<br>阪<br>市<br>（立、 |
|------------------|-----------------------|--------------------|

25

|   |
|---|
| 大<br>阪<br>市<br>こども<br>相談センター<br>所<br>長<br>印 |
|---|

26

|                                 |
|---------------------------------|
| 大<br>阪<br>市<br>保<br>健<br>所<br>印 |
|---------------------------------|

27

|                                      |
|--------------------------------------|
| 大<br>阪<br>市<br>保<br>健<br>所<br>長<br>印 |
|--------------------------------------|

27の2

|  |
|--|
| 大<br>阪<br>市<br>立<br>斎<br>場<br>管<br>理<br>者<br>印 |
|--|

28

|                                      |
|--------------------------------------|
| 大<br>阪<br>市<br>建<br>築<br>主<br>事<br>印 |
|--------------------------------------|

29

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 役<br>所<br>印 | 大<br>阪<br>市<br>区 |
|-------------|------------------|

30

|                            |
|----------------------------|
| 大<br>阪<br>市<br>区<br>長<br>印 |
|----------------------------|

31

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 長<br>之<br>印 | 大<br>阪<br>市<br>区 |
|-------------|------------------|

32

|                            |
|----------------------------|
| 大<br>阪<br>市<br>区<br>長<br>印 |
| 出張所                        |

33

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 長<br>之<br>印 | 大<br>阪<br>市<br>区 |
| 出張所         |                  |

33の2

|   |
|---|
| 大<br>阪<br>市<br>区<br>保<br>健<br>福<br>祉<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー<br>印 |
|---|

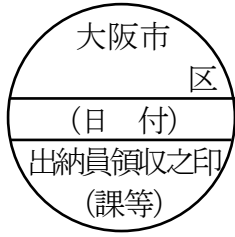
33の3

|   |
|---|
| 大<br>阪<br>市<br>区<br>保<br>健<br>福<br>祉<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー<br>所<br>長<br>印 |
|---|

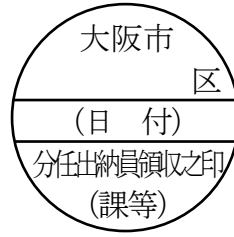
34

|  |
|--|
| 大<br>阪<br>市<br>区<br>会<br>計<br>管<br>理<br>者<br>印 |
|--|

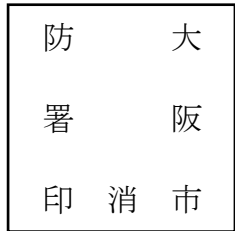
35



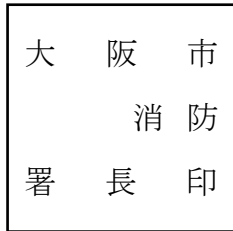
36



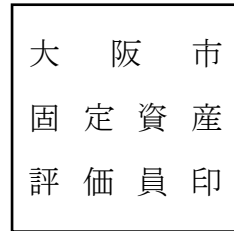
37



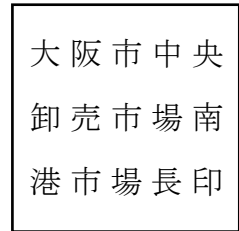
38



39

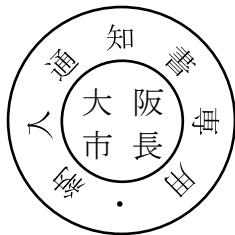


40

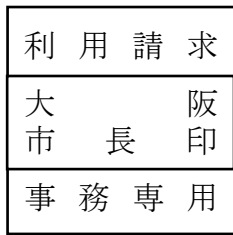


専用公印

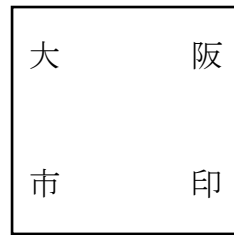
1



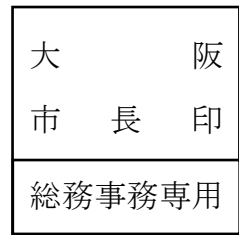
1 の 2



2



3



4



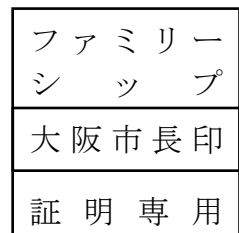
4 の 2



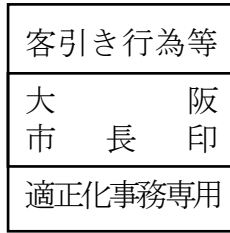
4 の 4



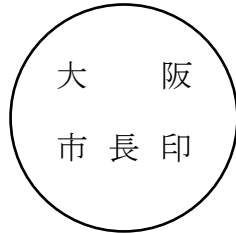
4 の 5



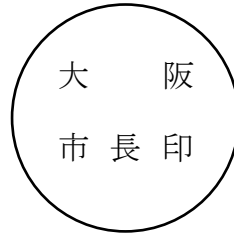
4の6



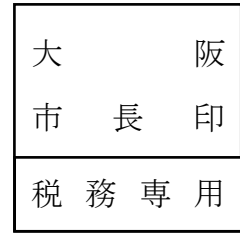
5



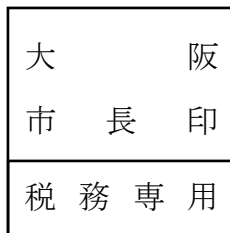
7



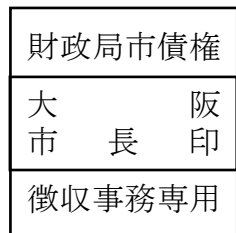
8



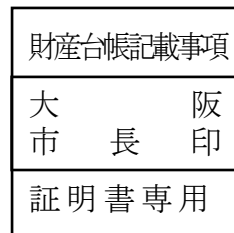
8の2



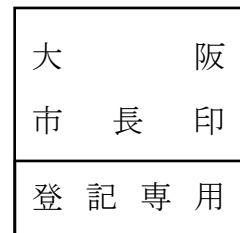
8の3



8の4



12



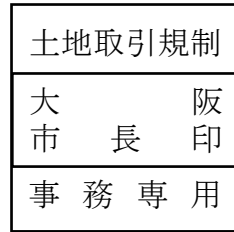
13



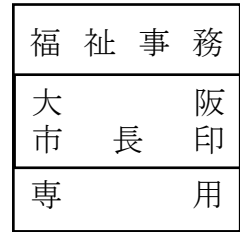
13の2



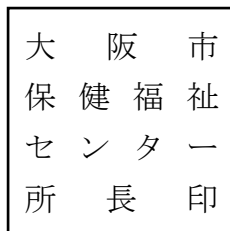
14



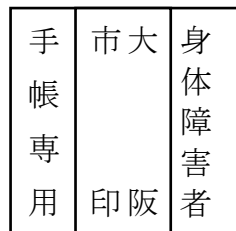
15



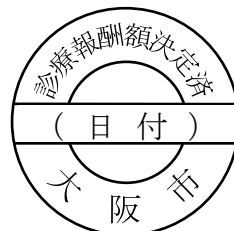
16



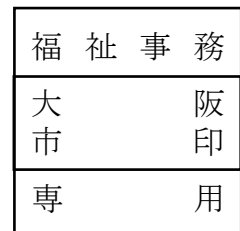
17



18



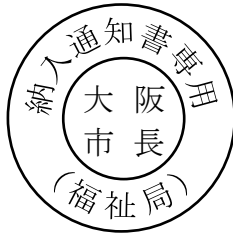
19



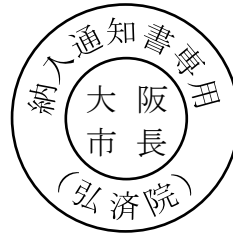
19の2

|          |       |
|----------|-------|
| 障害者福祉関連  |       |
| 大 阪      | 市 長 印 |
| 事業者等事務専用 |       |

20



21



22



23

|          |       |
|----------|-------|
| 国民健康保険事務 |       |
| 大 阪      | 市 長 印 |
| 専 用      |       |

24

|         |       |
|---------|-------|
| 国民健康保険  |       |
| 大 阪     | 市 長 印 |
| 証 書 専 用 |       |

24の2

|         |       |
|---------|-------|
| 国民健康保険  |       |
| 大 阪     | 市 長 印 |
| 証 書 専 用 |       |

25

|     |     |
|-----|-----|
| 大 阪 | 市 印 |
|-----|-----|

26

|           |       |
|-----------|-------|
| 後期高齢者医療事務 |       |
| 大 阪       | 市 長 印 |
| 専 用       |       |

26の2



27

|     |           |        |
|-----|-----------|--------|
| 専 用 | 長 大 阪 市 印 | 国民年金事務 |
|-----|-----------|--------|

28

|         |       |
|---------|-------|
| 児 童 手 当 |       |
| 大 阪     | 市 長 印 |
| 事 務 専 用 |       |

28の2

|          |       |
|----------|-------|
| 子 ども 手 当 |       |
| 大 阪      | 市 長 印 |
| 事 務 専 用  |       |

28の3

|              |       |
|--------------|-------|
| 子 ども ・ 子 育 て |       |
| 大 阪          | 市 長 印 |
| 支 援 事 務 専 用  |       |

28の4

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 児 童 福 祉 関 連 事 業 者 |       |
| 大 阪               | 市 長 印 |
| 監 督 事 務 専 用       |       |

30

|             |       |
|-------------|-------|
| 介 護 保 険 事 務 |       |
| 大 阪         | 市 長 印 |
| 専 用         |       |

31

|         |
|---------|
| 介 護 保 險 |
| 大 阪 市 印 |
| 証 書 専 用 |

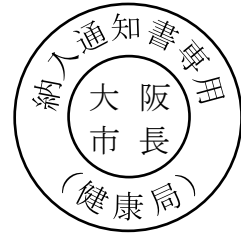
32

|         |
|---------|
| 健 康 局   |
| 大 阪 市 印 |
| 証 明 専 用 |

33

|           |
|-----------|
| 感 染 症 事 務 |
| 大 阪 市 印   |
| 専 用       |

34



35

|           |
|-----------|
| 保 健 衛 生   |
| 大 阪 市 長 印 |
| 事 務 専 用   |

36

|               |
|---------------|
| 精 神 障 害 者 保 健 |
| 大 阪 市 印       |
| 福 祉 手 帳 専 用   |

37

|             |
|-------------|
| 公 害 健 康 被 害 |
| 大 阪 市 長 印   |
| 補 償 事 務 専 用 |

38

|           |
|-----------|
| 公 害 医 療   |
| 大 阪 市 長 印 |
| 手 帳 専 用   |

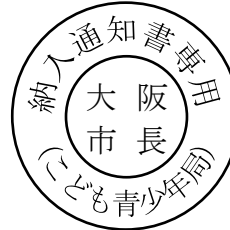
38の2

|               |
|---------------|
| 大 阪 市 保 健 所 印 |
| 監 視 事 務 専 用   |

39

|                 |
|-----------------|
| 大 阪 市 保 健 所 長 印 |
| 監 視 事 務 専 用     |

41



44

|           |
|-----------|
| 計 量 事 務   |
| 大 阪 市 長 印 |
| 専 用       |

49

|                 |
|-----------------|
| 中 央 卸 売 市 場 許 可 |
| 大 阪 市 長 印       |
| 承 認 ・ 証 明 専 用   |

50

|                       |
|-----------------------|
| 中 央 卸 売 市 場           |
| 大 阪 市 中 央 卸 売 市 場 長 印 |
| 承 認 ・ 証 明 専 用         |

51

|               |
|---------------|
| 消 費 者 保 護 行 政 |
| 大 阪 市 長 印     |
| 事 務 専 用       |

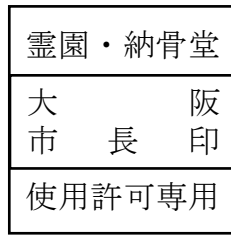
52

|                 |
|-----------------|
| 中 央 卸 売 市 場 行 政 |
| 大 阪 市 長 印       |
| 処 分 ・ 証 明 専 用   |

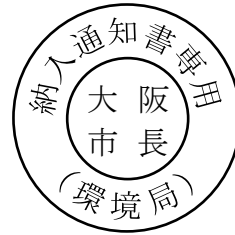
53



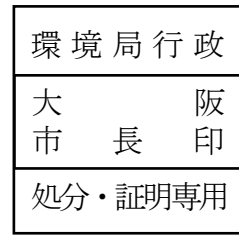
59



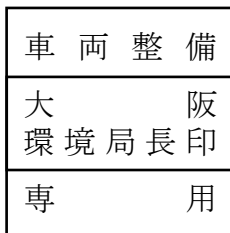
60



61



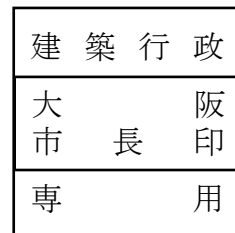
63



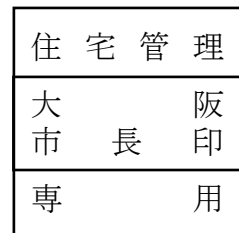
64



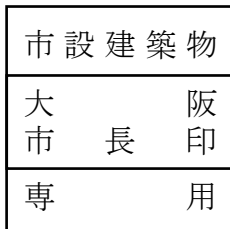
65



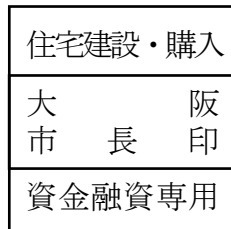
66



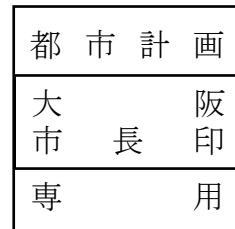
67



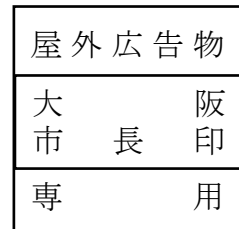
68



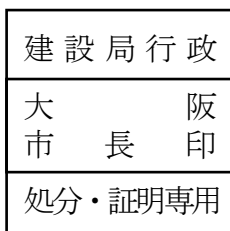
70



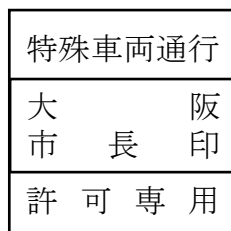
71



72



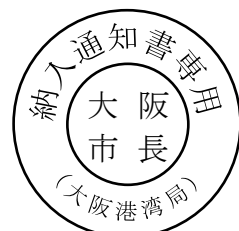
73



74



75



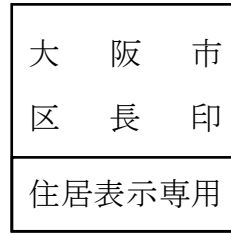
76



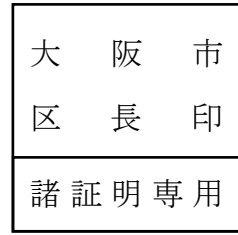
77



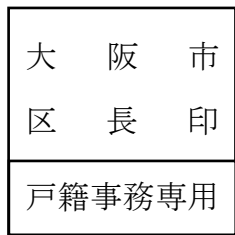
78



79



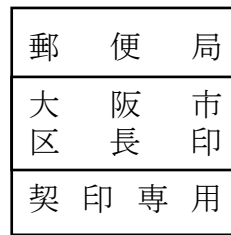
80



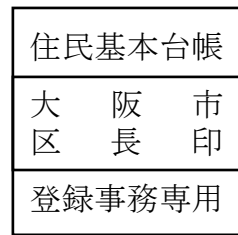
80の2



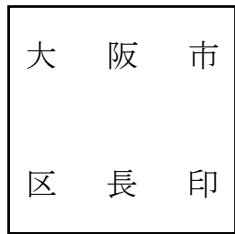
80の3



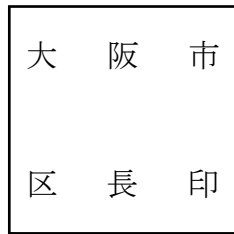
81



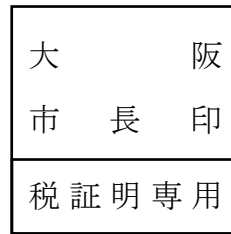
81の2



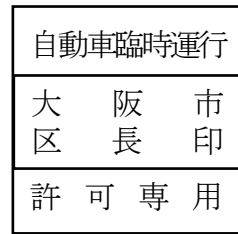
82



83



84



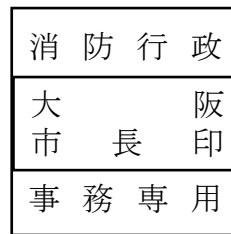
87



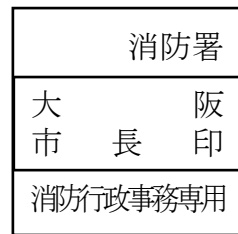
87の2



88



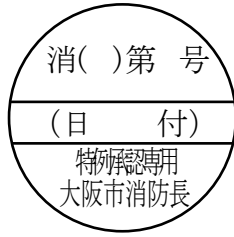
89



91



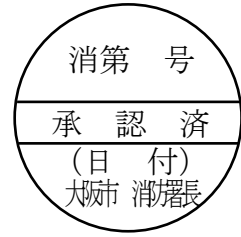
95



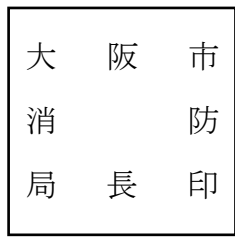
96



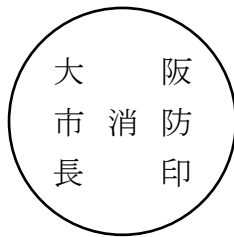
97



98



99



第1号様式（第8条の2関係）（A4）

|   |  |                               |
|---|--|-------------------------------|
| 公印 新調 協議書<br>廃止   |  | 年 月 日                         |
| 総務局長 様  |  | 局長等の職名                        |
| 次のとおり公印の 新調 廃止 について協議します。                                   |  |                               |
| 名称  |  | 一般 専用                         |
| 用途  |  |                               |
| ※電子印を使用する文書   |  | ※電子印を使用する場所                   |
| ひな型番号   |  | 書体 てん書 かい書                    |
| 寸法 方 径 ミリメートル   |  | 印材等 彩樺 ゴム 金属<br>電子印 その他 ( )   |
| 新調 廃止 年 月 日   |  | 個数 (電子印の場合、記入不要) 新調 個 廃止 個    |
| 理由  |  |                               |
| ※偽造等の防止措置   |  |                               |
| 公印監守者<br>又はデータ<br>監守者の職氏名                                   |  | 公印取扱責任者<br>又はデータ取扱<br>責任者の職氏名 |
| 監守場所 執務時間中<br>(電子印の場合<br>は、記入不要)                            |  | 執務時間外                         |
| 印影又はひな型 (新調の場合はひな型を、廃止の場合は廃止をする公印の印影を、新調・廃止の場合はその両方を記入すること) |  |                               |

注 ※印欄は、電子印の場合のみ記入すること

- ・新調 公印台帳作成 (受領) 年 月 日
- ・廃止 廃印番号No. \_\_\_\_\_ 廃印受領 年 月 日  
 (電子印の場合は、印影消去の通知)
- ・公印台帳→廃止台帳 年 月 日

表

| 公 印 台 帳               |                |
|-----------------------|----------------|
| 印 影                   |                |
|                       |                |
| 名 称                   | 一般<br>専用       |
| 所 属                   |                |
| ひな型<br>番号             | 印※<br>材        |
| 書 体                   | 方 径<br>ミリメートル  |
| ※<br>監<br>守<br>場<br>所 | 時間中<br><br>時間外 |
| 新 調                   | 年 月 日          |
| 廃 止                   | 年 月 日          |
| 備考（電子印の場合は、「電子印」と記入）  |                |

注 電子印の場合は、※印欄の記入不要



印 影 印 刷 申 込 書

年 月 日

課長様

課長  
(担当 )

次のとおり公印の印影印刷の承認を求めます。なお、印刷が終了したときは、直ちに使用した原版を廃棄します。

|  |         |         |
|--|---------|---------|
| 公印の名称  | 一般      | 専用      |
| ひな型番号  |         |         |
| 使用目的   |         |         |
| 借用期間   | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 印刷する枚数                                       | 枚       |         |
| 印刷する文書の使用予定期間                                |         |         |
| 印刷業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)       |         |         |
| 公印取扱責任者代行者の指定を受けようとする者の職氏名 (指定を要しない場合は、記入不要) |         |         |

返却確認

年 月 日

受  
領  
証

第4号様式（第13条関係）

ア 盗難、紛失、漏えい、滅失等用（A4）

公 印 事 故 報 告 書

大阪市長 様

年 月 日

局長等の職名

次のとおり公印について事故があったので報告します。

|                                    |                                |                 |
|------------------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 名称                                 | 一般                             | 専用              |
| 書体                                 | 印材等（電子印の場合は、「電子印」と記入）          | 寸法 方径<br>ミリメートル |
| 新調年月日                              | 年                              | 月 日             |
| 公印監守者又は<br>データ監守者の<br>職氏名印         | 公印取扱責任者又は<br>データ取扱責任者の<br>職氏名印 |                 |
| 監守場所<br>（電子印の場合は、<br>記入不要）         | 執務時間中                          | 執務時間外           |
| 事故発生日時                             | 年                              | 月 日 時 分         |
| 事故の内容                              |                                |                 |
| 発生時の監守状況（電子印の場合は、電子計算機処理システムの稼働状況） |                                |                 |
| 事故発生後に採った処置                        |                                |                 |

イ 偽造、変造、改ざん等用 (A4)

公 印 事 故 報 告 書

年 月 日

大阪市長 様

局長等の職名

次のとおり公印について事故があったので報告します。

|                           |                               |                 |
|---------------------------|-------------------------------|-----------------|
| 名称                        | 一般                            | 専用              |
| 書体                        | 印材等 (電子印の場合は、「電子印」と記入)        | 寸法 方径<br>ミリメートル |
| 新調年月日                     | 年                             | 月 日             |
| 公印監守者<br>又はデータ<br>監守者の職氏名 | 公印取扱責任者<br>又はデータ取扱<br>責任者の職氏名 |                 |
| 事故を知った日時                  | 年                             | 月 日 時 分         |
| 事故の内容                     |                               |                 |
| 事故発生後に採った処置               |                               |                 |